R元年12月 モニターレポート		担当出張所	伏見出張所
担当区間	宇治川上流両岸		
	隠元橋~天ヶ瀬ダム(47.5~53.2km)		
	(延長5.7km)		
モニター実施日時	令和 元 年12月12日 午前 10 時30 分	~ 12 時30 分	
	令和 元 年12月19日 午前 10 時30 分	~ 12 時30 分	
天 候	くもり		

## (見出し)

宇治川でみかけた植物 さくらであい館のライトアップ 宇治川の三の間「輪」行方不明 ラジコンヘリ

宇治川に大量の泡流出







宇治川のJR橋梁から宇治橋にかけて鉄橋の下あたり、多くの鉄道オタクが写真を撮ろうと待ち構えている その横で、ヤノポンデンカ(写真左)を発見しました。

最近みかけなくなったと思っていたらこんなところで思わぬ出会いとなりました、

白いピンクの花弁と中央の濃い赤のコントラストがとても美しい。

鉄橋や宇治橋近くには、ヤノポンデンカ以外に、ノゲイトウ(写真中)やオオイヌダテ(写真右)も咲いている ことがわかりました。

宇治橋より下流の隠元橋の袂にも沢山咲いていました。

昔は、宇治川河川敷一帯のあちらこちらでよく見かけましたが、環境が違ってくれば絶滅まではいかなく ても激減している実態を改めて受け止めています。



宇治川と、木津川・桂川が合流する地点に、29年3月オープンしたさくらであい館がみごとにライトアップされました。

同館の完成で、三川の様子を眺望できるようになりました。従前は、大山崎美術館や男山展望台まで 足を延ばす必要がありましたのでずいぶん利便性が高まりました。

三川の眺望とライトアップは、因果関係はなく単なるクリスマスイベントの一環ですが、地元にとって みればシンボルになったわけで利用価値が大いに望めます。



宇治橋三の間「輪」無くなると速報がながれてから、ずいぶん心配していましたが再設置され ほっとしているところです。

宇治の茶まつり「名水汲み上げの儀」ではかかせない存在。

誰の仕業かはわからないそうですが、冒涜行為に違いないわけで許し難い。



宇治川河川敷で、無線操縦のヘリコプターが墜落し、機体炎上により河川敷の下草が広域に燃え 広がった報道があってからラジコンを見るたび危惧している。

ラジコンの使用は、基本的には自由の範疇であることは承知していますが、常に危険が伴うので ラジコンの燃料はガソリンであることから、利用者のマナー遵守は当然のこととして、利用者への 注意喚起を徹底してもらいたい。



## 京都宇治川に大量の泡流出

京都市の下水処理施設より大量の泡が流出した。聞くところよると下水に界面活性剤が混入していたからだと市当局は説明している。有害物質は確認されていないとのことですが、実態調査の結果を注意深く見守りたい。

水質汚染は、我々の生活に直結するだけに調査は早急に徹底的に実施し、二度とおこらないように 対策を講じてほしい。

新聞報道によると、以前にも泡の流出があったようである。

「川をきれいに」との呼びかけは、市民個人個人だけではなく、企業の皆様にも認識を持って いただきたい。

## 編集後記

三の間の輪っか流出や、下水に活性剤混入・ラジコン墜落の危険性等、好ましくないコメントは なるべくなら避けてとうりたいし、リポートしたくありません。

しかし、美談なるものにでくわす機会に恵まれないので、残念に思います。

## (意見・感想・処置等)

モニター、ありがとうございました。

国管理の一級河川においては、平成2年度から「河川水辺の国勢調査」が実施され、環境と言う観点から、 定期的、継続的に情報を収集しています。調査は、魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、 陸上昆虫類等の6項目を、順次実施しています。淀川の植物については、2019年度実施中です。 なお、全国の調査結果概要については、水情報国土データ管理センターのホームページの河川環境データーベ ースで見ることが出来ます。

さくらであい館は、国営淀川河川公園の施設として、地域間交流や観光拠点としてのオープンスペースとして設置されました。展望塔は高さ25m、河川の流れも含め、絶好のビューポイントとして人気があります。特に、自転車乗りの方には、絶好の休憩所となって賑わっています。

河川敷は、自由使用が原則ですが、行為によっては、やり方、場所等により、迷惑行為となることがあります。

模型飛行機(ラジコン機)については、騒音や墜落等の危険を有することから、その利用は様々な問題があります。ただ、利用要望も多いのも事実です。

そのため、淀川では、宇治川の一部を、模型飛行機の団体に、河川占用許可をすることにより、飛行場所を限定しています。これにより、利用要望にも応えながら、使用者責任を明確にすることが出来ます。 もちろん、平成29年3月の無線操縦へりの撃墜は、許されるものではありません。

水質事故は、川の中だけでは無く、川から取水している水道や農業にも影響が及ぶことがあります。もし、 その結果、取水停止となれば、住民等に多大なる迷惑をかけることになります。

何よりも、関係者における速やかな情報共有及び対策が不可欠です。

河川管理者は、原因者に対しては、河川法に基づき費用負担させることも出来ます。

次回もレポート、よろしくお願い致します。